

近世山村社会における真宗道場の性格

——越中国射水郡葛葉村名苗家を事例として——

大谷大学 松 金 直 美

はじめに

中世後期から近世初頭、真宗の在地宗教施設は大半が道場であつた。⁽¹⁾寛永期から延宝期には、寺檀関係の法制度化に大きく影響されて、多くが寺院化した。⁽²⁾道場寺院化の要因は、末寺帳作成や宗門改が制度化されて、寺請制による手次寺の需要が増加した事による。⁽³⁾しかし一方で近世を通じて寺院化せず、道場のまま存立したケースが多くある事も事実である。道場が寺院化しなかつた場合の理由として、先行研究では次の点が指摘されている。

① 上寺は、下道場が手次寺となつて独立する事により、檀家数が減少して収入が減るのを恐れ、それを許さなかつた場合がある。⁽⁴⁾

② 元禄五年（一六九二）、幕府が新寺禁止令の再触を出し、⁽⁵⁾それを受けた各領主が寺院統制を行つたため、それ以降、道場の寺院化は困難になつた。⁽⁶⁾

本稿では、先行研究で以上のような要因により存立したとされている近世真宗道場を取り上げる。

なお、宗教施設である真宗道場、またそれを管理運営する、毛坊主・道場主などと称される宗教者の研究意義を次のように考えている。

① 真宗道場を取り上げる事は、近世真宗教団の制度化に対する在地の対応・反応をみる事にもなり、近世真宗史研究の上でも意義あるものと考ええる。

② 近世初頭に寺院化するか否か選択を迫られた近世のお堂・道場を分析する事は、草野顕之氏の指摘にあるように、その際の（社会的）条件を明らかにする事につながる。道場が寺院化できなかった要因だけではなく、あえて寺院化しなかった場合の理由も明らかにしていく必要がある。

③ 近年深化しつつある身分的周縁研究の中で澤博勝氏が「いわゆる民間宗教者たちとは違ったかたちで近世社会を生き抜き、民衆社会への信仰媒介となった、教団宗教の「聖」と「俗」の周縁的存在を解明することで、近世における周縁的宗教者の存在意義にも迫⁽⁸⁾れると述べている。かかる視点に基づいて、道場・毛坊主を分析する際、「聖」に関連する部分のみ言及するのではなく、「俗」である部分についても詳細に検討する事で、「聖」「俗」両面を合わせもった道場・毛坊主の全体像を明らかにしうるのではなからうか。

④ 主に山村において、わずかの門徒を基盤に成り立っている真宗道場では、大坊の寺院に比して民衆（門徒）の影響力が大きくなるであろう。そのような道場の変遷をたどることは、大桑斉氏が「民衆の個別的な信仰にしる共同的信仰にせよ、それは、民衆や共同体の主体性によって、受容され変容され、あるいは新しく創造された」⁽⁹⁾面があると指摘したように、時代に即応して民衆が望んだ在地宗教施設の存立形態の一端を明らかにする事にもなると考える。

本稿ではまず、先行研究による真宗道場の形態・変遷を確認する。その後、越中国射水郡葛葉村（現富山県氷見市葛葉）の名苗家を取り上げる。先行研究では本山側が持つ道場像は明らかにされているが、門徒や手次寺との関

係など、地域社会における道場の具体像は、未だ不明な点が多い。また従来の研究では、道場から奉行所・上寺等に宛てられた願書、または争論関連史料を基にした道場分析が多い。その場合、政治的な側面や、争論のような非日常の様子は分かつて、村民の生活レベルにおける役割までは明らかにしえない。故に本稿では、道場の側に残存する史料を基に、近世真宗道場の地域社会における日常的な姿を浮かび上がらせる事で、先行研究では見えなかった真宗道場の形態・機能を見出していきたい。

一、真宗道場の諸研究

1、真宗道場の形態・変遷——「故実公儀書上」を中心として——

まず、真宗道場とはいかなるものであるのか検討する。幕府の下問に対する西本願寺の回答を記録した『故実公儀書上』⁽¹⁰⁾の「道場惣道場之事」第一条には、

一、吾人之開基ニテ建立之寺を道場ト云。惣門徒打寄開基ニテ建立之寺を惣道場ト云。尤惣道場ハ住持ノ儀、惣門徒了簡ニテ差置、御本山より御差構無之。外寺門徒打寄建立之寺を立会道場ト云。御当派・裏方打寄建立之寺を表裏立会ト云。惣道場ハ開基旦那之心次第之御大法ニテ有之由

(中略)

右者寛政十二月十五日、松平周防守殿江差出⁽¹¹⁾

とある。千葉乗隆氏は、本史料等を基に、次の通り真宗道場のさまざまな形態を挙げている。⁽¹²⁾

・単に「道場」・自庵：一個人が建立した道場。又は看坊道場が道場主の私有化を認められた道場。

- ・惣道場：門徒の総意によつて創設された道場。
 - ・寄合道場・立会道場：二か寺以上の門徒が寄り合つて建てた惣道場。
 - ・表裏立会道場：東西両本願寺門徒が共同で設けた道場。
 - ・下道場・兼帯道場：ある寺（道場）に所属する道場。
 - ・看坊道場：惣道場・寄合道場・下道場・兼帯道場を、所属の寺又は門徒から委任されて管理する僧（「看坊」又は「看主」）に管理される道場。
- また、宗門手次寺である寺院・惣道場・自庵の各特徴については、『故実公儀書上』で次のように規定されている。

惣道場并自庵申替之訳

- 一、（前略）右者其村方門徒宗門印形之儀、惣道場之任持より相勤候儀ハ不相成、并寺役法用其他所ニ有之候宗門手次寺より相勤候儀ニ御座候。又他村ニ門徒有之、法役差支候儀有之候儀有之ニ付、宗門手次寺より其村方道場ヲ建、看主を入置、法役為勤候道場も有之候。右ハ宗門印形并重立候寺役法用之儀ハ、其上寺より相勤候儀ニ御座候。（後略）

- 一、（前略）尤惣道場と申名目有之内者、開基檀那納得之上ならてハ、後住相願候義不相成、自庵ニ相願候へハ後住之儀者、其任持之心任セニ相究メ、本山へ相願候儀ニ御座候。（後略）

右ハ寛政十二申年四月廿五日、土井家へ差出¹³

本史料に記載された宗門手次寺である寺院・惣道場・自庵の各特徴をまとめると、次のようになる。

- ・寺院（宗門手次寺）：宗門印形（宗盲人別帳に寺請を加える宗判）や重要な「寺役法用」を勤める（第一条）。
- ・惣道場：手次寺が遠方にある場合、平生の「寺役法用」を勤める（第一条）。後住決定については、門徒が納得

(の上でなくてはならない(第二条)。

・自庵：後住決定は住持の自由であり、住持任免権は自庵側にある(第二条)。

次に、先行研究で指摘されている真宗道場の変遷についてみていく。

千葉氏によれば、(i)近世初期は制度化を進める近世真宗教団成立期にあたり、道場の独立化・寺院化が進む寺院乱立期であるため、上寺との抗争を経ないで自庵化することは、おそらく不可能である。(ii)近世中期になると、寺檀関係(住職・門徒の關係)も安定し、自庵化は円滑に進行した。多くの惣道場は次第に姿を消し、寺は自庵として住職の私有化が認められつつあった時期である。したがって(iii)真宗道場の変遷には、看坊から自庵へという大きな流れがあるとされる⁽¹⁴⁾。

千葉氏の見解を受けて森岡清美氏は、近世初期にはむしろ辻本(自庵地)から看坊地への推移が主流であると指摘する。戦国期以降一六世紀の戦乱の中で、村落構成の変化に伴い、土豪である辻本が衰微・没落する事により、自庵地を手放さざるを得なかった。一方、惣門徒中の力が相対的もしくは絶対的に上昇し、「看坊地なり」が進んだとする。『紫雲殿由縁起』に「看坊道場ト云ハ又近代ノ義、コレニモ始レルニ其ワケ有之」とあるのは、看坊は寛永一五年(一六三八)の「近代」に登場し始めたためである⁽¹⁵⁾。

両氏が示した結論は、近世初期には自庵から看坊へ、近世中期になると看坊から自庵へ、という変遷に集約できる。ただしこの変遷は、寺法(『故実公儀書上』)や京都の住持が記した『紫雲殿由縁起』、及びごく僅かの事例から導き出されたものである。また本節前半では、寺法を基にした道場の形態・特徴を確認した。しかし各地域にはこうした規定には当てはまらないさまざまなタイプの道場があり、その中には本山では把握しきれなかった真宗道場の存在が数多くあると考える。例えば、後述する越中国射水郡葛葉村名苗家の場合も、本山は道場として把握していなかった⁽¹⁶⁾と思われる。したがって、かかる史料のみで真宗道場総体としての規定や変遷を結論付ける事は、

尚早であると考ええる。今後、さまざまなタイプの数多くの真宗道場に関して、在地の史料を基に真宗道場の実態を把握した上で、道場の分類規定・変遷について再検討する必要がある。

2、真宗道場・毛坊主の事例

真宗道場や毛坊主の事例を紹介した先行研究を確認する。

毛坊主を紹介したものとしての早い例に、柳田国男の「毛坊主考」に引用されている百井塘雨の『笈埃随筆』⁽¹⁷⁾「巻二飛驒里の条」がある。

此者ども何れの村にても筋目ある長百姓として、田畑の高を持ち、俗人とは云へど出家の役を勤むる身なれば、予め学問もし経文をも読み、形状物体筆算までも備らざれば人も帰伏せず勤まり難し。(中略)若し兄弟あれば総領は名主問屋を勤役して弟は同居しながら寺役を為せり。⁽¹⁸⁾

俗人である毛坊主が住持を務める道場が紹介されている。このように、村役人を務めるような由緒ある百姓の家において、兄が俗人として家を継ぎ、弟が僧侶となって寺役を行う形態が、中部の山村において稀ではあるがみられたのではないだろうか。またその毛坊主は学問を修めた知識人でもあったという。後に紹介する名苗家の由緒書の内容や在地知識人としての名苗氏と類似する点である。

その他、真宗道場・毛坊主を紹介した研究には、飛驒国白川郷照蓮寺末道場・飛驒国清見村・越中国五箇山・奥美濃・白山麓石徹白・白山麓十八ヶ村・越前国・近江国湖北地域の自庵・大和国教行寺末の看坊等を取り扱ったものがある。また、毛坊主や自庵の意味を持つ辻本に関する研究もある。⁽²⁵⁾このように、主に中部山村や近畿における事例が数多く紹介されている。

次節以降では、真宗道場の事例として、越中国射水郡葛葉村の名苗家を取り上げる。

二、越中国射水郡葛葉村名苗家の概要

1、葛葉村について

まず葛葉村の村落規模から確認する。「葛葉村村御印」(名苗家文書⁽²⁹⁾)によると、寛文一〇年(一六七〇)には、草高：四六石、免：五ツ三步、小物成：山役二四匁・蠟役三匁である。また「葛葉村村鑑帳」より、文化三年(一八〇六)には、草高：四七石(享保八年手上高一石)、定免：五つ三步、百姓七軒(三五五人)、頭振六軒(二七人)、下人二人である事が分かる。氷見地域の草高平均が約五〇〇石⁽³¹⁾で、一村平均戸数が五〇〜六〇戸⁽³²⁾であるので、当村は氷見地域の中でもきわめて小規模の村落と言える。

次に葛葉村内の社会構造について、家別の身分・経済力からみていきたい。近世後期の史料である「葛葉村村鏡帳」(百姓頭振畑居屋敷歩数并家数人数等相しらへ書上申帳 控⁽³³⁾) (以下「書上申帳 控」と略す)、「屋根板返し并御堂と大門の耳石等入用」(宗門相調理書上申帳)を基に、「葛葉村家数の推移」(表1)・「葛葉村家別臨永寺普請負担額并屋敷面積」(表2)を作成した。

村内には百姓と頭振が約半々おり、その中で名苗家(A)は突出した屋敷面積と経済力を持つていた事が分かる。史料上で肝煎または組合頭として登場するBは名苗家(A)に次ぐ経済力・屋敷地を持ち、同じく肝煎または組合頭を務めた事のあるHは、屋敷地面積は狭いが、臨永寺に対する入用負担額は大きい事から、経済力はBと同等程度であったものと思われる⁽³⁴⁾。B・Hと同額の入用負担をしているCも組合頭を務めた事があると史料から確認される。また『文政七年申正月改過去帳』より、B・D・Fは、名苗家の別家(新宅・分家)である事が分かる。頭振につ

表1 葛葉村家数の推移

年代	百姓	頭振	合計
文化3年(1806)※1	7	6	13
文化8年(1811)※2	7	8	15
巳年【文政4年(1821)カ】※3	8	5	13

(単位：軒)

表2 葛葉村家別臨永寺普請負担額并屋敷面積⁽³⁵⁾

家	身分	屋敷面積※2 (単位：歩)	入用負担額※3 (単位：文)	手次寺※4
A(名苗家)	百姓	140	430	臨永寺
B	百姓	69	130	臨永寺
C	百姓	50	130	臨永寺
D	百姓	49	120	臨永寺
E	百姓	45	120	臨永寺
F	(百姓)	—	120	臨永寺
G	百姓	31	70	臨永寺
H	百姓	30	130	臨永寺
I	頭振	35	60	臨永寺
J	頭振	30	40	臨永寺
K	頭振	20	40	臨永寺
L	(頭振)	—	40	—
M	(頭振)	—	40	—
N	(頭振)	19	—	—
O	(頭振)	18	—	—
P	(頭振)	15	—	—
Q	(頭振)	15	—	—
R	—	—	—	臨永寺
S	—	—	—	専勝寺
T	—	—	—	専勝寺
U	—	—	—	専勝寺
V	—	—	—	臨永寺

※1：「葛葉村村鏡帳」【文化3年(1806)】

※2：「百姓頭振畑居屋敷歩数并家数人数等相しらへ書上申帳 控」【文化8年(1811)】

※3：「屋根板返し并御堂と大門の耳石等入用」【文政4年(1821)カ】

※4：「宗門相調理書上申帳」【慶応2年(1866)】

家数内老軒「不家持」とある事から、経済的に安定せず、時には家を持ってない場合もある事が分かる。いては、明らかに百姓より経済力が劣り、短期間での出入りが激しく、また「書上申帳 控」に「一、拾五軒 惣

水見地域の田地面積は、越中国の他地域と比較すると大変少なく、国平均の約半分である。⁽³⁶⁾ そのため、稲作などの農業以外の生業が盛んであった。そのような水見地域の中でも、葛葉村は特に小規模な山あいの村である。次に、このような当村における農業以外の諸生業をみていく。「葛葉村村御印」に「山役」「蠟役」が記されており、林業・蠟の生産が行われていた事が分かる。また「葛葉村村鑑帳」より、葛葉村ではそうけ作りが行われていた事が確認される。これは三尾・床鍋・葛葉・老谷において、重要な生業であった。特に三尾で盛んであった。⁽³⁷⁾ その他、冬稼ぎとして紙漉き・佛具売・狩人・炭焼商売を行っていた。このうち紙漉きに注目する。紙漉きは床鍋を中心に、安政五年（一八五八）には、論田・日名田・三尾・床鍋・老谷・棚懸・触坂・葛葉・岩ガ瀬・見内・池田などで行われており、葛葉村周辺の山村に広まっていたようである。当時、生産高を把握するため、紙には加賀藩の改印章を押す必要があり、その役を七代目名苗家当主新十郎が務めていた。⁽³⁸⁾ 葛葉村では、紙の原料である楮皮を購入してそれを用いて紙漉きをし、⁽³⁹⁾ 名苗家を通して紙の注文を受け、紙を売っている。⁽⁴⁰⁾ このように、名苗家は葛葉村における紙商売の窓口であった。

以上のように葛葉村では、農業以外の多様な、山村特有の生業によって生計が成り立っていた。但し、「葛葉村村御印」には小物成として「山役」「蠟役」しか記されておらず、他の稼ぎは年貢の対象となっていない。また山からの稼ぎについても、「葛葉村村御印」に記された小物成に見合うだけとは限られず、それ以上あった可能性も大きい。一七世紀後半より貢租額の操作に際し商品作物や農業以外の稼ぎを取り込む動きが幕府や一部の藩に強まったという。⁽⁴¹⁾ 葛葉村の場合もそれら他の稼ぎも含めた年貢高・免が充てられていると考えられる。享保八年の手上高も、農業以外の生業も含めた変化によるものであるかもしれない。

次に、葛葉村の宗教状況について概観しておく。葛葉村には「御尋に付堂宮書上申状 控」より、村内に寺院はなく、神社は白山宮があった事が分かる。また慶應二年（一八六六）の「宗門相調理書上申帳」より、葛葉村民は

全て浄土真宗東派の旦那であり、大半が能登国羽咋郡聖川村（現石川県羽咋郡宝達志水町聖川）にある臨永寺の檀那である事が分かる〔表2〕⁽⁴³⁾。

2、名苗家について

名苗家には、二〇〇〇年の水見市史編さん室による調査で、一一、四〇九点⁽⁴⁴⁾の史料が確認されている。近世史料は、慶長一〇年（一六〇五）の検地打渡状や寛文一〇年（一六七〇）の「葛葉村村御印」をはじめとする約六、〇〇〇点弱、近現代史料は五、〇〇〇点強あるが、年紀未詳も多数あり、正確には区分できない。近世史料の多くは肝煎役文書であり、特に中期以後多く残されている。また、近世から近・現代に続く真宗関係の文書が多数を占める事が特徴である⁽⁴⁶⁾。

名苗家は葛葉村において、延宝四年（一六七六）から肝煎役を務めていたようである⁽⁴⁷⁾。以後、組合頭である時期があるなど一時中断はあるが、近代に至るまで村肝煎役を継承した。その他、近隣村（田江村、岩瀬村等）の肝煎も兼務していた事がある⁽⁴⁸⁾。当家は村内にとどまらず、十村組内でも有力な肝煎家であった。

名苗家が葛葉村内で突出した経済力を持っていた事は、「葛葉村家別臨永寺普請負担額并屋敷面積」〔表2〕⁽⁴⁹⁾からも明らかであるが、近隣村落の中でも有数の資産家であり、近隣の寺院などへの貸し付けを行っていた。

また、名苗家文書には「永代売渡申山証文之事」が多数含まれている。年貢を皆済できなかつた百姓は、山を名苗家に売り渡し、その売り渡した代米又は代銭で年貢を皆済した。その後利米または利銭を払う事で山支配を継続できたが、その支払いが滞れば山は完全に名苗家に売り渡されてしまった。名苗家は近隣地域の広大な山林を所有していたようであるが、このような経緯で集まったものも多くあると思われる。藩末端役人である肝煎にとって、年貢皆済は重要任務の一つである。代々村役人を務めていた名苗家にとってその認識は強く、年貢皆済のために近

隣村の百姓へ山等を担保に金銭・米を貸し付ける事も多かつたものと思われる。

名苗家の歴代当主夫妻並びに近親者については、『文政七年申正月改過去帳』から確認する事ができる。これより、宝永元年（一七〇四）に死亡した、法名を行正とする善太郎以降が明らかである。過去帳ではこの善太郎を一代目としているが、中世以前の伝承を伝える名苗家では、この善太郎を名苗家中興の人物ととらえている。

名苗家は真宗寺院と親類関係を結んでいる場合が多い。⁽¹⁾このように真宗寺院との親類関係を結ぶ事は、一般門徒との差別化を明確にし、宗教的権威を確立するため、また真宗の教え・知・情報などを入手するためにも有益であるとして、積極的に行われていったのではなからうか。一方、寺院側にとつても、政治的・経済的に力を有する名苗家との結びつきは望まれたと思われる。

また名苗氏は蔵書家⁽²⁾であり、〈書物の知〉⁽³⁾を受容した在地知識人であった。

名苗家は行政・文化・宗教など各面で地域社会の中核に位置していた、地域の総合センター的存在であったと言える。

3、名苗家の法宝物・由緒

名苗家は、八世蓮如、九世実如、一〇世証如、一二世教如、一六世一如、二〇世達如と、蓮如期から継続して、本願寺宗主との繋がりを示す法宝物を所有している。これらの中には、由緒を筋立てていこうとする過程で収集された物も含まれると考えられる。このような法宝物類を保持する事が、そして後述するそれにもつわる由緒を伝えることが、真宗の信仰を伝えると共に、当家の宗教的権威を誇示する事にもなったと考えられる。

次に名苗家に伝わる由緒書についてみていく。当家には「名苗家縁起」「名苗家六字名号縁起」などの由緒書が残されている。由緒書の内容は、手次寺である臨永寺に伝わる法宝物の由緒書の内容と同系統である。その内容は、

各地に伝わる多くの由緒と同様、史実として確認できない。だが由緒書の内容把握は、名苗家の歴史、周辺地域における真宗道場・寺院の成立、また由緒書作成の要因を検討する上でも重要なものと考えられる。名苗家由緒の概要は次の通りである。名苗家の兄善太郎、弟重吉の兄弟は、同道して大坂御坊建立中の蓮如に對面する。普請の手伝いをし、方便法身尊形または六字名号を貰い受ける。それを持参して帰郷し、兄善太郎は越中葛葉で、弟重吉（慶鳳）は能登聖川で道場を開く。その後、弟重吉（慶鳳）が開いた道場は寺院「臨永寺」となっていくが、兄善太郎が開いた道場は寺院化しない。兄善太郎一家である名苗家は臨永寺の門徒となる。

名苗家由緒書の、作成時期・作成者・由緒作成の要因は、いずれも不明である。諸研究によって、各地において由緒の筋がまとめられる傾向にあつたとされる一八世紀後半〜一九世紀前半に、⁽⁵⁴⁾当期の名苗家当主によって、当家の宗教的権威確立のために作成された⁽⁵⁵⁾と考えるが、推測の域を出ない。具体的な引用書物の分析を含め、由緒書の検討は今後の課題である。

宗教史研究においても、寺院等に伝わる由緒書を、近世史の由緒論研究の動向をふまえて史料学的観点から検討する必要性がある。近年、寺院由緒書の歴史的意義の解明を目的とした研究もある。⁽⁵⁶⁾今後、在地の寺院・民衆が由緒の中で述べた言説とその機能を明らかにし、在地寺院・民衆の主体性をみていきたい。

三、名苗家の社会的機能

1、目頭としての名苗氏

名苗家が臨永寺門徒集団の中で担った役割を検討する素材として、次の臨永寺書簡を挙げる。

秋冷之砌ニ御座候所口其表各様御安全之段珍重不少奉存候、于時拙寺毎年之通引上報恩講致執行候間夫々御誘引被下御參詣可被下、就而者例年之通孫門徒中江招持紙面出申候間乍御世話様先々江御配り方宜しく奉希候、乍卒くく御失念無奉頼入申候、

(中略)

ひちり川

八月廿二日

臨永寺

くづハ村

孫左衛門様⁽⁵⁷⁾

本史料によれば、名苗氏は臨永寺で毎年執行される引上報恩講に際して、まず近隣の臨永寺孫門徒に対して「招待紙面」を配布する。それは、次のようなものである。

〔 来九月十日引上報恩講執行仕候間、乍御太儀其砌御參詣可被下候、以上

聖川村

八月

臨永寺

(中略……孫門徒書上)

右人々ニ而御座候、後年之ため書記もの也、殿之分も様と書候、文化十四丑年触状遣シ申候⁽⁵⁸⁾。そして參詣する際には門徒等を引き連れて行く務めがあつた。また次の書簡より

(前略) 扱先達内覽ニ及申候太子高僧并蓮如上人、当月廿四日金沢へ御越ニ而す、出井中べり取替申候付、百目懸申候間、十月廿五日切ニ入用銀取集度存心ニ御座候間、三ヶ村旦那中へ相達可被下候、来月廿五日手人を以取立申候間、其節無滯様前日より各心懸被下、遠方事ニ候間、又々人を遣候儀も難儀候間、前広ニ致案内置

申候、十一月二日ニは御迎ニ参申候二付、其節入用銀先様へ相渡申候定ニ候間、必無間違十月廿五日ニ致用意頼入申候、此段夫々へ（後欠）⁽⁵⁹⁾

臨永寺法宝物（聖徳太子像・七高僧像・蓮如御影）の修復をする際、その費用は門徒全体で負担するが、取立は旦頭（旦那の頭）である名苗氏が行っている事が分かる。

臨永寺は資金難の場合、名苗家から銀錢を「致御恩借」す場合があった。その上、「旦那と申而格別之旦那」である名苗家から「追々寄進も被成候得は、私共も入情仕候」と、名苗家からの寄進を期待しており、臨永寺は名苗家からの寄進もうける事によって、経済的に成り立っていた。⁽⁶⁰⁾ また、臨永寺は資金難の場合、「尤も能州分ハ山弥等示談之上拾貳貫七百三拾四文割符可仕事ニ受合貫候間、乍御苦勞千萬貴殿ニも御承知之程奉入度候」とある事から、能登分は「山弥」等⁽⁶²⁾に、越中分は名苗家に借用を依頼する場合もあった。さらに次の書簡からは、

（前略）次ニ七條之儀は処々相尋申候処、ふるきものハあまり宜敷品も無御座候、あたらしきにいたし候得バ、五六七両又タハ八九両もいたし候得共、たいてい宜き処御座候、尤貴家様方江も相送り御目かけ申度御座候得共、道中ニ而いたみそんじ候ハ、何卒くそんきんたぶん入用と先方より申候、然は少々ても相送り申事出来かたく御座候間、乍御苦勞粹孫左衛門様さつきあかりにハ御上京被遊候而御免被成、其上御求可被下候様、一入御願申上候、（後略）⁽⁶³⁾

臨永寺僧侶の七條袈裟の代金を名苗家が支払う予定である事がわかる。

以上のように、近世期、名苗家は越中国側における臨永寺旦那頭として、門徒の取りまとめを行い、また臨永寺に対して経済的支援を行っていた有力門徒であった。⁽⁶⁴⁾

2、臨永寺僧侶後住継目に際しての名苗家の役割

次に、臨永寺僧侶の後住継目における経緯を確認し、その際に名苗家が果たした役割をみていきたい。

真宗における「後住継目」「住持相続」の制度とは、「後住継目住持相続等之事」（『故実公儀書上』⁽⁶⁵⁾）によれば、次の通りである。「後住継目」の場合は、嫡子を後住とする旨を録所又は触頭に願ひ出る。そして取調への上で、録所又は触頭は出願を認める書付である添簡を発行する。本山へ上京し、その添簡をそえて出願すると、継目免状が差し出される。「後住継目」を願ひ出た者が直ちに「住持相続」をする場合は、「後住継目」を願ひ出る際に「住持相続」の礼金も同時に納める。但し、「後住継目」について、遠国の者、病身又は幼年の者、あるいは上京のための資金が調達できない者は、その旨を録所又は触頭に申し出、取調べの上、相違ない者は、録所又は触頭が添簡の他に委細を本山へ申断れば、本山へ上京しなくても免状を差下された。

臨永寺における「後住継目」「住持相続」の事例は、「後住継目住持相続等之事」（『故実公儀書上』）のうち、「後住継目」と「住持相続」を同時に行った場合と考えられる。次の書簡より、年末詳二月に行われた臨永寺僧侶の後住継目における経緯を確認する。

（前略）就而ハ新発意後住頼仕候処十日ニ披露御申付御座候、依而九日寺出立仕度候、右ニ付借入用百五拾目相懸り候間、乍御難渋貴家様并ニ山弥両家より印紙ニ而七拾五匁つゝ御取かへ頼入度御座候間、（後略）⁽⁶⁶⁾

一〇日に本山にて宗主への披露が申し付けられたので、九日には寺を出立しなくてはいけなくなつた。そのための入用である一五〇匁は、二日付の書簡で、越中国側旦那頭であつた名苗家と、能登国側旦那頭である山弥の両家に、七五匁ずつ借用を依頼した。但し、「年末詳二月一日付七重宛臨永寺書簡（新発意継目之門徒奉加帳紛失二付貸借願）」に、「然は新発意継目之門徒奉加帳致分失甚迷惑仕候間、其許様二旧冬写被置候ハ、今日此者二暫御かし被

成可被下候」とあり、「新発意繼目之門徒奉加帳」の存在が確認できる事から、必要経費は門徒全体から奉加を募っており、不足分を借用していると思われる。

臨永寺は一日付の書簡⁽⁶⁷⁾で、「一、尚々廿七日旦那講之儀惣門徒中御伝達可被下候」、また別の書簡で「当廿七日門徒御講、芳因ニ後住披露仕候度候間、乍御太義皆々御誘引被下候へハ御越可被下候」と、二七日の自坊での旦那講において、門徒に対しての後住披露をする件を、惣門徒中へ伝達する事を名苗家に依頼した。

以上から、年末詳二月に行われた臨永寺僧侶の後住繼目では、まず本山で宗主への披露があり、その後自坊での旦那講において門徒に対して披露している経緯が確認できる。その際に名苗家は、必要経費を能登の旦那頭「山弥」と半分ずつ貸出し、後住披露が行われる旦那講について門徒へ通達する役割を果している事が分かる。

3、真宗道場としての名苗家

名苗家は、前述したように、本山に道場として把握はされていなかったと思われる⁽⁶⁹⁾。また、藩法レベルでも道場としては把握されてない⁽⁷⁰⁾。その他にも「道場」と記載した史料はない。したがって、名苗家が道場と言えるか、機能面での検討が必要である。当家が真宗道場としての機能を有していたか、什物・建物などを基に検討する。

「名苗家定書」⁽⁷¹⁾第九条に「一、御宝物并佛具等在来之品取散佛事并死去等之刻指支不申様可仕事」とある。当家が仏事や葬式などの際に使用する宝物・仏具を保管していた事が分かる。本史料に記載されている宝物・仏具には、現代に伝わる法宝物も含まれているかもしれない。但し、所有権が名苗家又は門徒同行中の何れにあったかは不明である。

現在の名苗家の建物は、約一〇〇年前の明治期に建築されたという。立派な旧家ではあるが、内陣や特別大きな仏壇を備えている訳ではない。近世期の名苗家の建築構造について記載された史料はない。しかし「名苗家定書」

第五条に「一、門徒之内誰々ニ不寄不時ニ罷越候共御戸之御開如来様江御礼為致可申事」とある事から、「御戸」がある厨子が備えられていた事が分かり、当家には厨子又は仏壇があつて、葛葉周辺の地域社会において、道場である名苗家へ門徒が参詣に来ていた事が窺われる。つまり、名苗家がある程度の門徒の参詣を受け入れる事ができるような施設であつたと推測する。村の有力者又は篤信者の家の一面に門徒共有の仏壇をしつらえた施設である、内道場であつた可能性は大きいのではなからうか。

さらに、当家が真宗道場である根拠として、次の点を挙げる。「年不詳子一月二二日付新十郎宛頭神書簡（亥年不足分借用願）」の「別啓」第一条に「一、先日送り被下候小蠟燭十四五丁ニ斗ニ相成候而困入候、何卒至來仕候、今日御遣シ可被下候、兼而御承知預なれ共七昼や中朝四丁昼四丁つゝ燈シ申候、今日小蠟燭御貸渡頼上候」とある。臨永寺住持は、小蠟燭の借用を、能登側の巨頭である「山弥」ではなく、遠方に位置する越中側の巨頭である名苗家に依頼している。これは、小蠟燭を常備しているのが道場である名苗家だけだからではなからうか。⁽⁷²⁾

また「年未詳新十郎宛頭神書簡」第二条に、「一、五巻 小経右ハ毎度御請出被成候内ニ此品別置候得共、貴家さまへ進上仕候」とある。小経五巻を、毎回必要時に貸し出すため、別置していたが、貴家様に進上する、という事がつて、名苗家で、定期的に小経（阿弥陀経）を誦経する儀式（法要）が行われていたと考えられる。また、五巻必要という事は、多い時には、五人の僧侶の出仕があつたという事を示しているのではないか。これは、名苗家が定期的に儀式（法要）を行う道場（宗教施設）であるためであると考ええる。

以上の点から、近世期に名苗家は真宗道場であつたと考える。しかし近代以降は、道場としての機能はなくなつた。だが、次の四点は道場であつた名残であると考ええる。

- ① 近代以降に葛葉で行われていた講において、名苗家は講宿を度々務め、講の法宝物類を保管していた。
- ② 周辺地域の在家門徒の家には、通常神棚があるにも関わらず、名苗家には現在に至るまで神棚がない。

- ③ 一二代目当主（前当主）は、遠方にある臨永寺の住職に代わり、枕勤を行う場合があった。
- ④ 近年まで、葛葉村内の門徒は、名苗家の報恩講にも参詣していた。名苗家で行われる報恩講が、名苗の家の報恩講であると共に、村内の門徒全体の報恩講でもあったと考えられる。

4、毛坊主としての名苗氏

次に、名苗氏は毛坊主であったと言えるか、検討していく。『文政七年申正月改名苗家過去帳』より、六・七・九・一〇・一一代目の当主夫妻は、御剃刀又は掃敬式を受けている事が分かる。六代目新五郎（遵徳）の場合、「文化八年末三月御本山ニ而御剃刀戴」とある。また、「文化八年（一八一）三月葛葉村新五郎ほか、親鸞五五〇回忌参詣志につき東本願寺請取状」⁽⁷³⁾より、文化八年三月に新五郎一家は親鸞五五〇回忌に参詣している事が確認できる。したがって、新五郎は親鸞五五〇回忌参詣の際に御剃刀を受けている事が分かる。

また、名苗氏の身分は百姓である⁽⁷⁴⁾。

「毛坊道場之事」⁽⁷⁵⁾（『故実公儀書上』）第一条に「依之地頭並本山も俗人之住持ニ而相済来候事」とあり、公儀も本山も、俗人である住持の存在を容認してきた事が分かる。したがって、地域社会において真宗の宗教者と把握されていれば、それは毛坊主であるとみなしていた。

では、葛葉村が毛坊主のような宗教者が必要な状況であったのか、臨永寺僧侶の葛葉村への出勤状況から検討してみたい。

寒気盛ニ相成申候処、御家内御様子案事暮申候、拙寺中皆々無異罷有申候間、御休息可被下候、就夫芳々罷越^(旁)可申筈ニ御座候得共、七昼夜頃より二三日已前迄拙寺相滞候所、此間は本腹仕候得共、山坂ニ恐用心仕月忌ニも未不参仕候付近々致出勤度存候得共、雪中ニ而危御座候間、余り万事延引ニ相成申候故申わけまでニ清六遣

申候、乍末筆何茂様へ□□御一伝可被下候、以上

十二月十日

(花押)

(上書)

「七重

新五郎様

臨永寺

(封墨引)

まいる

(76)

本史料では、七昼夜の二・三日前は多忙であつた事、病氣回復後は山道坂道が不安となつた事、また近々出勤したいが雪道が危険である事を理由として、出勤延引が伝えられ、まずは清六を派遣すると述べられている。また、「年末詳四月一六日付新五郎宛臨永寺書簡」には、「春以来致出勤可申候所、彼是致延引候」とある。以上から、遠方(能登国羽咋郡聖川村)にある臨永寺から僧侶が出勤する事は、困難な場合がある事が確認できる。したがって、葛葉村では、遠方にある手次寺の僧侶に代わる宗教者、毛坊主の存在が必要であり、それを名苗氏が担つていたと考える。このように、月忌参りなどへの出勤ですら困難な場合があつたのだから、緊急を要する葬式などの際にも、出仕が難しい場合があつたと思われる。前述したように、名苗家の前当主は、枕勤を行う場合があつたという。したがって毛坊主である名苗氏が、枕勤や通夜・葬式を、手次寺臨永寺僧侶に代わつて、あるいは共に勤める事が、代々行われていたのではなからうか。ただし、名苗氏が法要などで具体的にいかなる役割を果たしたかが分かる史料は、現在のところ確認できていない。

おわりに

以上、近世真宗道場（自庵）の一事例として、名苗家をみてきた。当家は村内にとどまらず、近隣村落内でも多数の政治力・経済力を有する家であった。また、蔵書を有する在地知識人の家であった。そのような名苗家は、手次寺臨永寺の旦那頭であると共に、道場開基の由緒や法宝物を伝え、周辺地域の門徒が日常的に参詣する道場であった。また、名苗氏は臨永寺住職に代わり枕勤等を行う毛坊主であったと考えられる。このように名苗家は、肝煎且つ旦那の家が道場であり、当主が毛坊主であったケースである。道場主・毛坊主が政治的にも経済的にも村落の指導者であった事例は、前掲した「巻二飛驒里の条」(『笈埃随筆』)の飛驒国に限らず、越中国五箇山・美濃国徳山村をはじめ、各地で確認できる。⁽¹⁷⁾ 名苗家は、地域社会の中核に位置した、「地域の総合センター」である家が真宗道場であった事例と言える。

近世真宗道場史研究における今後の課題は次の通りである。

① 道場の規定を明確にする必要がある。⁽¹⁸⁾ 先行研究において、寺院との相違点は言及されているが、今後は特に旦那を務めるような有力檀家との違いを明らかにする事が求められる。そして寺法に表された道場だけではなく、具体的な事例から真宗道場の分類・変遷を検討していきたい。

② 従来近世真宗道場は、すべて寺院化を目指し、道場のまま存立したものは寺院化できなかった宗教施設として述べられてきた感がある。しかし名苗家の場合、寺院化を望めば可能な要素を備えていたが、それを望まなかった道場であると考ええる。あえて寺院化しなかった道場の存在も想定した上で、道場を検討する必要がある。

③ 近世期に道場であった宗教施設には、近世末期から近代初期にかけて、寺院化していくものが多く見られる。

一方、名苗家のように在家となった道場もある。当期に近世真宗道場は、寺院化するか、道場のまま存続するか、在家となるか、選択を迫られた。また、近代以降の道場の変遷とその要因の検討も必要である。民俗学・社会学・地理学⁽⁷⁹⁾等諸分野の研究成果も取り入れながら、どのような歴史的段階を経て、現在の形態となったのか明らかにしていきたい。

④ 名苗家が近世を通じて、寺院化せずに道場であったのはなぜか。政治的・経済的権威を保持するためには、寺院化しない方が有益であったのではないかと考える（寺院化する事により、政治面では村役人にはなれなくなり、経済面では活発な経済活動は不可能になるため）。地域社会においては、経済力を有する肝煎家としての名苗家の存在は不可欠であった。さらに、近世に真宗道場であった名苗家が、近代には在家となった要因も検討する必要がある。名苗家（自庵の性格をもつ真宗道場）についても段階的に考察し、名苗家道場の変遷をおつていきたい。名苗家における経済力の変遷も明らかにし、宗教施設としての変遷との関連も検討していきたい。

⑤ 手次寺臨永寺（名苗家を道場とすると、上寺にあたる）との関係においては、むしろ名苗家に主導権があったという印象を感じる。今後、臨永寺書簡の分析を通して、臨永寺との関係、臨永寺にとつての名苗家の存在位置を検討していきたい。

近世真宗道場史研究には、さまざまな地域・形態の多くの事例を踏まえた総体的研究が今後望まれる。その前提として、本山・公儀（藩）には「道場」と把握されていなかった道場の基礎的事例となるべく、名苗家の詳細な分析を今後行っていきたい。

註(1) 『紫雲殿由縁起』（『真宗全書』七〇、藏経書院、一九一三年、二二四～二二五頁）。

(2) 千葉乗隆「真宗道場の形態 看坊から自庵へ」（『親鸞大系』歴史篇第九卷、法藏館、一九八九年、六五～六六頁、

初出一九六三年)、大桑斉『寺檀の思想』(教育社、一九七九年、五七〜八六頁)、澤博勝「道場主」(『シリーズ近世の身分的周縁』1 民間に生きる宗教者) 吉川弘文館、二〇〇〇年、一六三頁)。

(3) 千葉乗隆「真宗道場の形態 看坊から自庵へ」(『親鸞大系』歴史篇第九卷、法蔵館、一九八九年、六六頁、初出一九六三年)。

(4) 澤博勝「道場主」(『シリーズ近世の身分的周縁』1 民間に生きる宗教者) 吉川弘文館、二〇〇〇年、一七〇頁)。

(5) この年までの寺院を古跡同様と認め、以後新寺をまったく認めないことにし、同時にこの年諸宗末寺帳を作成して古跡寺院を確定した。【大桑斉「近世村落と真宗道場——白山麓尾添村道場争論——」(『日本宗教の歴史と民俗』隆文館、一九七六年)】

(6) これ以降に本山から寺号免許された道場は、幕藩レベルでは寺院と認可されず、宗派内でのみ用いられる呼寺号を免許されると、西派の史料である『故実公儀書上』の「呼寺号之事」に記載されている。【真宗史料集成』第九卷、同朋舎、一九七六年、七三五頁】また東派の申物帳には「紙寺号」との記載がある。西派の呼寺号と同様の性格の寺号と考えられる。

(7) 草野顕之「聖と俗のわかれ目」(『広報 じょうえつ』No.683、上越市、二〇〇一年)。

(8) 澤博勝「道場主」(『シリーズ近世の身分的周縁』1 民間に生きる宗教者) 吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(9) 大桑斉「民衆史としての地域仏教史——滋賀県八日市市をモデルとして——」(『近世仏教 史料と研究』第5巻第4号、近世仏教研究会、一九八二年)。

(10) 『故実公儀書上』は、幕府の下問に対して西本願寺の回答を記載した史料である。東本願寺には毛坊主・道場の規定を記載した史料はないが、本山が把握していた在地の状況は東西で大きな相違はないと考え、本史料を用いる。

(11) 「道場惣道場之事」(『故実公儀書上』)。(『真宗史料集成』第九卷(同朋舎、一九七六年、七四二頁))

(12) 千葉乗隆「真宗道場の形態 看坊から自庵へ」(『親鸞大系』歴史篇第九卷、法蔵館、一九八九年、六三頁、初出一九六三年)。

(13) 「惣道場并自庵申替之訳」(『故実公儀書上』)。(『真宗史料集成』第九卷(同朋舎、一九七六年、七四五頁))

(14) 千葉乗隆「真宗道場の形態 看坊から自庵へ」(『親鸞大系』歴史篇第九卷、法蔵館、一九八九年、初出一九六三年)。

(15) 森岡清美「辻本考——近世真宗寺院の存在形態——」(『真宗教団における家の構造』、御茶の水書房、一九七八

年、初出一九六六年。

(16) 『申物帳』に名苗家に関する記載はない。またその他にも本山側の史料や本山発給の文書で、名苗家を「道場」と記載した史料は確認していない。

(17) 京都室町の豪商百井塘雨が、安永初年(一七七二)より天明末年(二七八九)まで、身を六部にかえ笈を負って諸国を遍歴して見聞した奇談などを記録したものを十二巻に編集して一書としたもの。本書所引の「巻二飛驒里の条」は、柳田国男の「毛坊主考」で紹介されて有名となった。【福岡光超・大桑斉編『史料真宗教団史』(文栄堂書店、一九七八年、二一八頁)】但し、『日本随筆大成』第二期12(吉川弘文館、一九七四年)の「笈埃随筆」には巻之四に「飛驒里」があり、内容も「毛坊主考」の引用よりも省略された内容となっている。「笈埃随筆」は写本として諸所に伝えられていたので、『日本随筆大成』第二期12とは異なる写本からの引用と思われる。

(18) 「巻二飛驒里の条」【笈埃随筆】。【柳田国男「毛坊主考」(『近代日本思想大系』14、筑摩書房、一九七五年、三〇八頁、初出一九一四年)】

(19) 森岡清美「飛驒の毛坊主——近世の白川郷における照蓮寺末寺道場の社会的存在形態——」(『親鸞大系』歴史篇第九卷、法蔵館、一九八九年、初出一九五七年)。

(20) 千葉乗隆「飛驒国清見村の毛坊道場」(『地域社会と真宗』、法蔵館、二〇〇一年、初出一九七一年)。

(21) 千葉乗隆「越中五箇山の真宗」(『地域社会と真宗』、法蔵館、二〇〇一年、初出一九七一年)、佐伯安一「五箇山の真宗道場について」(『富山民俗の位相——民家・料理・獅子舞・民具・年中行事・五箇山・その他』、桂書房、二〇〇二年)。

(22) 千葉乗隆「奥美濃徳山の真宗と社会」(『地域社会と真宗』、法蔵館、二〇〇一年、初出一九七一年)。

(23) 千葉乗隆「白山麓石徹白の宗教」(『地域社会と真宗』、法蔵館、二〇〇一年、初出一九七一年)。

(24) 大桑斉「近世村落と真宗道場——白山麓尾添村道場争論——」(『日本宗教の歴史と民俗』、隆文館、一九七六年)、大桑斉「道場(寺)」(『石川県尾口村史』第二卷・資料編二、一九七九年)、大桑斉「村々における道場の成立——白山争論と道場争論——」(『石川県尾口村史』第三卷、一九八一年)、橘礼吉「白山麓真宗道場の講行事とムラ——石川県尾口村東二口の親鸞忌を中心に——」(『加能民俗研究』一六、加能民俗の会、一九八七年)。

(25) 澤博勝「道場主」(『シリーズ近世の身分的周縁——民間に生きる宗教者』、吉川弘文館、二〇〇〇年)、藤村健一「越前における真宗と村落社会——道場の変遷を中心に——」(『歴史地理学』217、歴史地理学会、二〇〇四

年)。

(26) 森岡清美「毛坊主と村の道場」(『仏教民俗学大系2 聖と民衆』、名著出版、一九八六年)。

(27) 上場顕雄「近世真宗教団論」(『講座蓮如』第三卷、平凡社、一九九七年)。

(28) 森岡清美「辻本考——近世真宗寺院の存在形態——」(『真宗教団における家の構造』、御茶の水書房、一九七八年、初出一九六六年)、児玉識「聖俗分離政策と小寺院の自立」(『近世真宗の展開過程——西日本を中心として——』、吉川弘文館、一九七六年)。

(29) 以下、注記が無い場合、史料は名苗家文書である。

(30) 加賀藩における無高民の呼称。従来、無高の貧しい農民と一般的に評価されてきたのに対して、奥能登の都市的な場であった海村には、廻船・商工業など多様な生業に従事する頭振がいた事が明らかにされた。その中には富裕な頭振も多く存在したという。「泉雅博「近世北陸における無高民の存在形態——頭振について——」(『史学雑誌』一〇一一、一九九二年)、網野善彦「海の時代——奥能登と時国家文書から」(『海と列島の中世』(日本エディタースクール出版部、一九九二年))但し、葛葉村の場合には、後述するするように、明らかに経済的に安定しない身分と言える。

(31) 『富山県史』通史編Ⅲ近世上(一九八二年、七六五頁)。

(32) 『富山県史』通史編Ⅲ近世上(一九八二年、七七二頁)。

(33) 当史料は年未詳であるが、年代比定の結果、文政四年(一八二一)であると考えられる。

(34) 近代には、村万雑において、名苗家と自家は、他家の二倍負担していた。

(35) 「屋根板返し并御堂と大門の耳石等入用」より臨永寺における入用に対しての葛葉村村民の負担額を、「書上申帳控」より百姓又は頭振の身分と屋敷面積、「宗門相調理書上申帳」より手次寺を挙げ、屋敷面積の大きい順に並べた表である。

(36) 『富山県史』通史編Ⅲ近世上(一九八二年、七七三〜七七四頁)。

(37) 『氷見市史』(一九六三年、九九六〜九九七頁)。

(38) 『氷見市史』(一九六三年、九九七〜九九八頁)、「紙改印章之事」(名苗家文書)。

(39) 「楮皮買入願」(名苗家文書)。

(40) 「紙注文書」(名苗家文書)。

- (41) 「紙代金支払状」(名苗家文書)。
- (42) 米家泰作『中・近世山村の景観と構造』(校倉書房、二〇〇二年、三四五頁)。
- (43) 一六軒中一三軒が臨永寺旦那である。残り三軒は、能登国羽咋郡子浦村(現石川県宝達志水町子浦村)にある淨土真宗東派の専勝寺旦那である。
- (44) 氷見市史編さん室では、「悉皆調査を目指した史資料の収集、マイクロ写真による撮影、コンピュータによる仮目録の整備などを主力に、市史編纂終了後の史料保存や活用への配慮をしている。」【高橋延定「氷見市における自治体史編纂事業と史料の保存管理について」『月刊IM』二〇〇二年二月】
- (45) 史料整理は一応終了しているが、検討すべき点もある。本来分割して整理すべきものが一括にされている史料もある。整理が完了すれば、史料点数はより多くなると思われる。
- (46) 『氷見市史』6 資料編四 民俗、神社・寺院(二〇〇〇年、九八六頁)、『氷見市史』4 資料編二 近世(二〇〇〇三年、三九八〜三九九頁)。
- (47) 延宝三年の年貢皆済状は葛葉村長助・与三右衛門宛であったのに対し、延宝四年年貢皆済状は葛葉村善太郎・与三右衛門宛であった。善太郎は名苗家の『文政七年申正月改過去帳』で一代目の名苗家当主とされている人物である。肝煎と記されていないが、体裁から肝煎である名苗氏の初見であると判断する。これ以前の年代の史料に肝煎としての名苗氏は確認していない。
- (48) 「田江村代り肝煎願書」(名苗家文書)。
- (49) 「借用申銀子之事」(名苗家文書)。
- (50) 名苗家が所有していた土地の面積は正確には把握していないが、明治一三年の地券から葛葉・岩瀬・触坂・床鍋・日名田・池田・棚掛に及ぶことが分かる。
- (51) 四代目武右衛門の姉妹(法名：妙意)・五代目善太郎の姉妹(法名：妙信)は、共に手次寺である聖川村臨永寺へ嫁いでいる。六代目新五郎は、妻(法名：清賢)を上田村勝福寺(浄土真宗東派)より迎えており、その妻(法名：清賢)の姉妹(法名：峯善)は、触坂村蓮沢寺(浄土真宗東派)に嫁いでいる。八代目善太郎の妹で九代目新十郎の姉にあたる、みて(法名：妙音)は床鍋村光楽寺(浄土真宗西派)に嫁いでいる。【『文政七年申正月改過去帳』(名苗家文書)】
- (52) 名苗家蔵書は現在のところ、四七七部八二七冊(約七割が写本)を確認している。真宗関係のものが多い事が特

徴。

- (53) 横田冬彦氏は、近世期において教育機会の普及に伴って登場してきた在地知識人・蔵書家の蔵書は「家ごと」に特色をもった分野においてかなり専門的な知識をもつ。そのことはかれらの蔵書・読書を、いわゆる識字計数レベルや小説・草子レベルにとどまらない「知的読書」としての水準において再評価する必要性」がある事を指摘している。【横田冬彦「開けゆく書物の世界」(『天下泰平』、講談社、二〇〇二年)】
- (54) 久留島浩「村が「由緒」を語るとき」(『近世の社会集団 由緒と言説』、山川出版社、一九九五年、三〇三頁)。
- (55) 久留島浩「村が「由緒」を語るとき」(『近世の社会集団 由緒と言説』、山川出版社、一九九五年)、井上攻『由緒書と近世の村社会』(大河書房、二〇〇三年)、「小特集「由緒書の史料論」」(『日本歴史』二〇〇四年六月号)、ほか。
- (56) 塩谷菊美『真宗寺院由緒書と親鸞伝』(法蔵館、二〇〇四年)、引野亨輔「偽書の地域性／偽書の歴史性——生口島の法然伝説を事例として——」(『福山大学人間文化学部紀要』第五卷、二〇〇五年)。
- (57) 「年不詳八月二十二日付孫左衛門宛臨永寺書簡(引上報恩講参詣案内状配布願)」(『名苗家文書』。孫左衛門は、名苗家の屋号と考えられる)。
- (58) 「文化十四年(一一二七)八月付引上報恩講参詣案内状(孫門徒書上)」(『名苗家文書』)。
- (59) 「年未詳書簡(聖徳太子像・七高僧像・蓮如御影修復三付入用銀子取立通知)」(『名苗家文書』)。
- (60) 「年不詳年十月七日付新五郎・新重郎宛臨永寺書簡(葛葉村報恩講中臨永寺僧侶宿について、借用銀錢返済延引願・寄進願)」第二条(『名苗家文書』)。
- (61) 「年不詳子十一月二十二日付新十郎宛頭神書簡(亥年不足分借用願)」(『名苗家文書』)。
- (62) 山弥とは、他の史料に「能州門徒世話方山きし弥右衛門」と出てくる人物であると思われる。また、別の史料に「両村の旦那惣代山岸小左衛門」とでてくる事から、代々能登側の臨永寺門徒・旦那の総代、旦那を勤めた家であると考えられる。
- (63) 「年未詳五月七日付新十郎宛臨永寺書簡(学寮入寮報告・七條袈裟購入相談ほか)」(『名苗家文書』)。
- (64) その他、懇志請取状、「臨永寺 屋根板返し并御堂と大門の耳石等入用」等からもそのような名苗家の性格がうかがえる。

- (65) 『真宗史料集成』第九卷（同朋舎、一九七六年、七三―八頁）。
- (66) 「年未詳二月二日付新十郎宛臨永寺・同寺門徒書簡（後住披露二付入金借用願）」（名苗家文書）。
- (67) 「年未詳二月一日付七重宛臨永寺書簡（新発意継目之門徒奉加帳紛失二付貸借願）」（名苗家文書）。
- (68) 「年未詳新十郎宛顯神書簡」第三条（名苗家文書）。※本書簡の第一条に「一、昨日借用仕候帳面、只今指送申候」とあり、「昨日借用仕候帳面」が「新発意継目之門徒奉加帳」であれば、本書簡は年未詳二月十二日の史料と言える。
- (69) 前掲註（16）。
- (70) 『加越能寺社由来』に掲載されている「貞享二年寺社由緒書上」「石川県寺院明細帳」などに、名苗家に関する記載はない。
- (71) 天保一一年子三月の越中分門徒中の「御手次五尊様供米指上ケ申指引帳」【名苗家文書】の冒頭に記載されている。
- (72) 「葛葉村村御印」に「蠟役」が記されており、葛葉村では蠟の生産が行われていた事が分かる。しかし小蠟燭を商品として扱っていたとは考えられない。葛葉村において、名苗家を中心に行っていた紙の生産・販売に関する史料は確認できるが【『紙注文書』『紙代金支払状』（名苗家文書）】、小蠟燭に関する同様の史料はない。また、小蠟燭の借用を（購入ではなく）、書簡の中で依頼している事からも、商業目的ではないと考ええる。
- (73) 『水見市史』6 資料編四 民俗、神社・寺院（二〇〇〇年、九〇―四頁）。
- (74) 『書上申帳 控』――『葛葉村家別臨永寺普請負担額并屋敷面積』（表2）。
- (75) 『真宗史料集成』第九卷（同朋舎、一九七六年、七二七―七二八頁）。
- (76) 「年不詳一二月一〇日付新五郎宛臨永寺書簡（出勤延引理由通知状）」（名苗家文書）。
- (77) 森岡清美『真宗教団と「家」制度』（創文社、一九六二年、二一八―二三三頁）、千葉乗隆『真宗教団の組織と制度』（同朋舎、一九七八年）ほか。
- (78) 例えば、千葉氏によって「毛坊道場」（傍点は筆者による）として紹介された飛驒国清見村の道場は、その大半が、十七世紀後半という決して遅くない時期に寺院化している。寺院化後も、住職が兼業を行う毛坊主的性格という、その社会的機能から、千葉氏は「毛坊道場」と称したと考えられるが、「道場」として紹介するのは適切ではないと考ええる。道場の定義を、呼称と社会的機能の両面から再検討する必要がある。

- (79) 地理学の立場から藤村健一氏は、寺院と社会集団の関係やその変遷に関する研究において、仏教の施設や檀家集団の分布状況、あるいは施設の場所性に着目しながら、施設と社会集団の変遷を類型化していく必要がある、と指摘している。【藤村健一「越前における真宗と村落社会——道場の変遷を中心に——」(『歴史地理学』217、歴史地理学会、二〇〇四年)】

《付記》

本稿作成にあたり、名苗和子氏・臨永寺住職赤倉慶悟氏には、度重なる調査にご協力いただきました。また氷見市史編さん室には、長期に渡り、史料閲覧に快く応じていただきました。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。